

橋本市告示第 139 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、橋本市役所建設部都市整備課において一般の縦覧に供する。

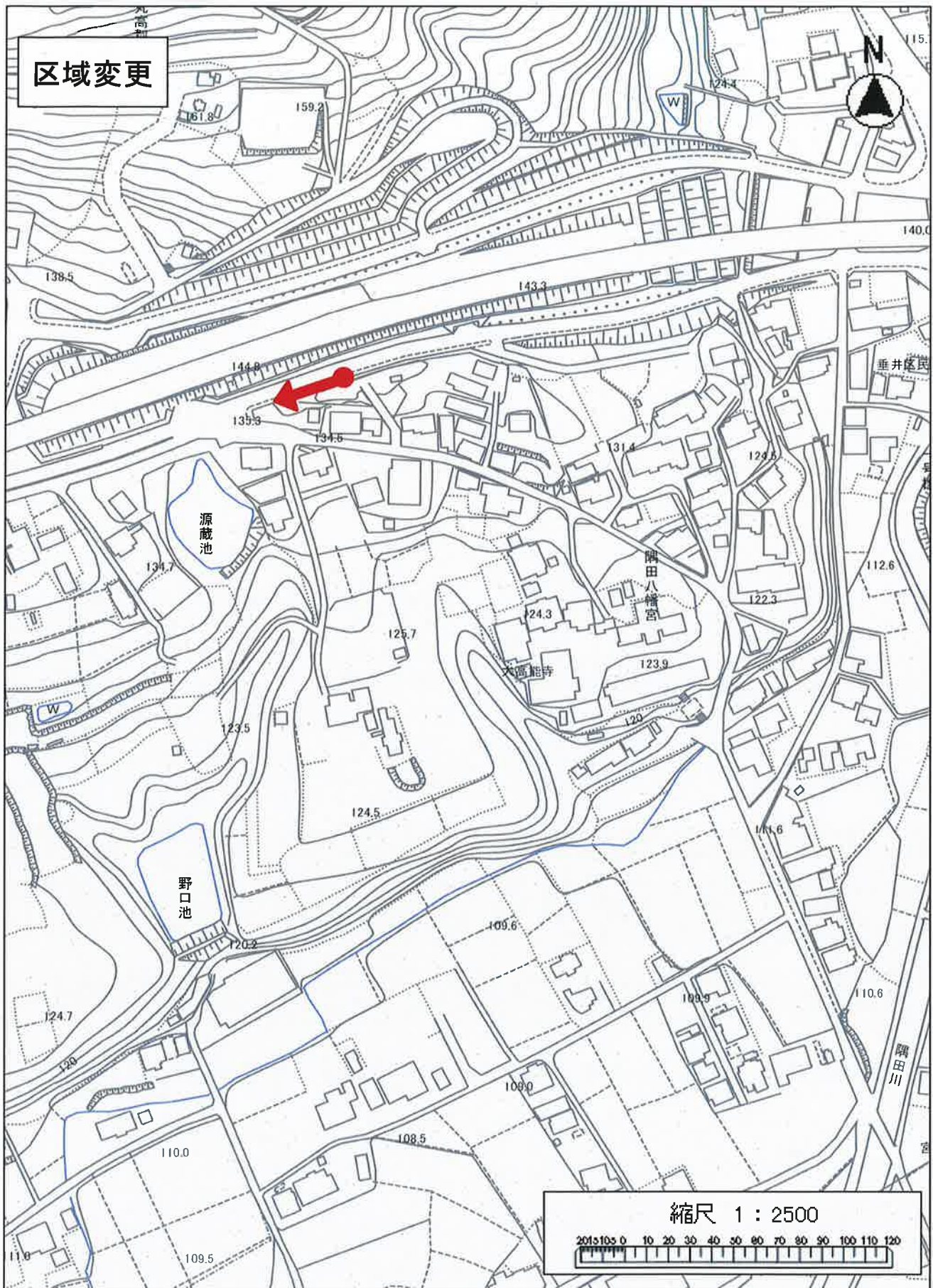
令和 8 年 5 月 20 日

橋本市長 平木 哲朗

1. 路線名 別紙路線調書のとおり
2. 供用開始の区間 別紙路線調書のとおり
3. 供用開始の期日 令和 8 年 5 月 20 日
4. 関係図面縦覧場所・期間
橋本市建設部都市整備課
令和 8 年 5 月 20 日から令和 8 年 6 月 3 日まで

変更路線調書

分類	番号	路線名称	起点(から) 終点(まで)	延長 (M)	幅員 (M)	備考
新	1585	南側道垂井2号線	隅田町垂井字榎木塚513-5番地先 隅田町中島字塚穴364-6番地先	339.20	7.50~8.30	区域変更
旧	1585	南側道垂井2号線	隅田町垂井字榎木塚513-5番地先 隅田町中島字塚穴364-6番地先	339.20	7.50~8.30	



路線番号	市道名	総延長(m)	幅員(m)	備考
1585	南側道垂井2号線	339.20	7.50~8.30	